

# 電気需給約款(高圧)

2019年10月1日実施



一般社団法人 東松島みらいとし機構

# 電気需給約款目次

I	総則	4
1.	適用	4
2.	需給約款の変更	4
3.	定義	4
4.	単位および端数処理	5
5.	実施細目等	5
II	契約について	5
6.	需給契約締結前の確認事項	5
7.	契約の要件	6
8.	需給契約の成立および契約期間	6
9.	需要場所	6
10.	需給契約の単位	6
11.	供給の開始	6
12.	供給の単位	6
13.	承諾の限界	7
14.	需給契約書の作成	7
III	料金および契約種別	7
15.	料金	7
16.	契約種別	8
17.	特別高圧電力	8
18.	高圧電力	8
19.	自家発補給電力	8
20.	予備電力	8
IV	料金の算定および支払い	9
21.	料金の適用開始の時期	9
22.	検針日	9
23.	料金の算定期間	9
24.	使用電力量等の計量	9
25.	料金の算定	10
26.	料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限	11
27.	料金その他の支払方法	11
28.	保証金	12
V	使用および供給	12
29.	適正契約の保持	12
30.	契約超過金	12

31.	力率の保持	12
32.	需要場所への立入りによる業務の実施	13
33.	電気の使用にともなうお客さまの協力	13
34.	供給の停止	14
35.	供給停止の解除	14
36.	供給停止期間中の料金	15
37.	違約金	15
38.	供給の中止または使用の制限もしくは中止	15
39.	制限または中止の料金割引	15
40.	損害賠償の免責	16
41.	設備の賠償	17
<b>VI</b>	<b>契約の変更および終了</b>	<b>17</b>
42.	需給契約の変更	17
43.	名義の変更	17
44.	需給契約の廃止	17
45.	需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算	18
46.	需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算	18
47.	解約等	18
48.	需給契約消滅後の債権債務関係	18
<b>VII</b>	<b>工事および工事費の負担金</b>	<b>19</b>
49.	供給設備の工事費負担	19
50.	計量器等の取付け	19
<b>VIII</b>	<b>保 安</b>	<b>19</b>
51.	保安の責任	19
52.	保安等に対するお客さまの協力	20
附	則	21
53.	需要場所についての特別措置	21
54.	料金についての特別措置(太陽光発電促進付加金)	22
別	表	23
55.	再生可能エネルギー発電促進賦課金	23

# Ⅰ 総 則

## 1. 適 用

当法人が電気事業法第2条第1項第7号に定める特定規模需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款（以下「この需給約款」といいます。）によります。

## 2. 需給約款の変更

- (1) 当法人は、この需給約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。
- (2) 契約期間の途中であっても、お客さまと当法人とが合意したときには需給契約を変更いたします。
- (3) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当法人は、変更された税率にもとづき、この需給約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。

## 3. 定 義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 特 別 高 圧  
標準電圧 20,000 ボルト以上のものをいいます。
- (2) 高 圧  
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (3) 契 約 電 力  
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (4) 契 約 使 用 期 間  
契約上電気を使用できる期間をいいます。
- (5) 最 大 需 要 電 力  
需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。
- (6) 使 用 電 力 量  
お客さまが使用した電力量であり、所轄の電力会社が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計測された30分ごとの値をいいます。
- (7) 所 轄 の 電 力 会 社  
北海道電力、東北電力、東京電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の各株式会社のうち、対象となる建物に電力を供給する送電線を所有する会社をいいます。
- (8) 消 費 税 等 相 当 額  
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

- (9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金  
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

#### 4. 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワット（kW）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセント（%）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

#### 5. 実施細目等

- (1) この需給約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当法人との協議によって定めます。
- (2) この需給約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと当法人との協議によって定めます。

## II 契約について

#### 6. 需給契約締結前の確認事項

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款を承認のうえ次の事項を協議させていただいたうえで、需給契約を締結いたします。  
契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法
- (2) 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (4) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力の申込みをしていただきます。
- (5) 夏季休日契約適用に関しては、別途、需給契約書にて定められたものを適用いたします。

## 7. 契約の要件

お客さまに当法人が電気を供給する際は、所轄の電力会社の供給設備を使用いたします。それにともない、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ電力会社の定める託送供給約款における需要者にかかわる事項および託送供給約款で定める技術要件を遵守し、電力会社からの給電指令に従っていただきます。

## 8. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまから電力供給に関する諸条件を確認させていただいたうえ、契約条件について当法人と合意に達したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
  - イ 契約期間は需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までを最低の単位といたします。
  - ロ 契約期間満了日の3ヶ月前に先だってお客さま、または当法人から別段の意思指示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

## 9. 需要場所

- (1) 当法人は、1構内または1建物を1需要場所といたします。
- (2) なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。
- (3) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (4) 対象建物が所轄の電力会社において1需要場所と定める場合は、当法人においても同様の取扱といたします。

## 10. 需給契約の単位

当法人は、お客さまの希望に応じて、1法人または1需要場所について、1需給契約を結びます。

## 11. 供給の開始

- (1) 当法人は、お客さまの需給契約内容で合意に達したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当法人からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

## 12. 供給の単位

当法人は特別の事情がない限り、1需要場所につき1供給電気方式1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

### 13. 承諾の限界

法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況その他によってやむをえない場合には需給契約の申込みの全部、または一部をお断りすることがあります。この場合はその理由をお客さまにお知らせいたします。

### 14. 需給契約書の作成

電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

## III 料金および契約種別

### 15. 料 金

- (1) 料金を算定するため、別途定める当法人指定の様式（計画書）に従い、予定される最大需要電力、力率、年間使用電力量、月間使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他当法人が電力供給をするうえで必要となる情報をあらかじめ提出していただきます。
- (2) 料金に関しては、(1)の計画書を基に需給契約書に定めさせていただきます。
- (3) 料金は基本料金にその1月の使用電力量によって算定した従量料金を加えたものとし、契約電力、力率が当初契約と異なる場合はそれぞれ、30（契約超過金）および本条(7)に定める金額を申し受けます。また、計画書に記載された各電力使用量と著しく異なる場合は料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。
- (4) お客さまの料金は、支払期日までにお支払いいただきます。
- (5) お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合、当法人は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。なお、延滞利息はその算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定した金額とし、お客さまが延滞料金の算定対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{10}{110}$$

- (6) 電力供給の開始後に所轄の電力会社において燃料費調整額が生じた場合、当法人もそれと同額の燃料調整費額を申し受けます。
- (7) 需要場所の負荷の力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。なお、お客さまがまったく電気の供給を受けないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

## 16. 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

契約種別	特別高圧電力
	高圧電力
	自家発補給電力
	予備電力

## 17. 特別高圧電力

### (1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯、小型機器もしくは動力を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるものに適用いたします。

### (2) 供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力

供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力についてはお客さまからいただいた需給契約の申込内容に基づいて、お客さまと当法人との協議によって定めます。

## 18. 高圧電力

### (1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯、小型機器もしくは動力を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット未満であるものに適用いたします。

### (2) 供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力

供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力についてはお客さまからいただいた需給契約の申込内容に基づいて、お客さまと当法人との協議によって定めます。

## 19. 自家発補給電力

### (1) 適用範囲

特別高圧もしくは高圧で電気の供給を受けて、電灯、小型機器もしくは動力を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

### (2) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当法人との協議により定めます。

### (3) その他

イ お客さまの発電設備の定期検査または定期補修にともなう電気の供給については、その時期はお客さまと当法人との協議によってあらかじめ定めるものといたします。

ロ その他の事項についてはとくに定めのある場合を除き、特別高圧電力または高圧電力に順ずるものといたします。

## 20. 予備電力

### (1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気を受ける次の場合に適用いたします。



イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は、負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当法人との協議によって定めます。

(3) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項についてはとくに定めのある場合を除き、特別高圧電力または高圧電力に順ずるものといたします。

## IV 料金の算定および支払い

### 21. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

### 22. 検針日

電力量計の検針は、毎月の1日から末日までの期間の電力量を、翌月1日（以下「検針日」といいます。）に行うものとします。また、記録型計量器により計量する場合は、電力量計の値または最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日を検針日といたします。なお非常変災の場合等、やむをえない事情がある場合には検針日以外の日に検針することがあります。

### 23. 料金の算定期間

料金の算定期間は、原則として前月の検針時から当月の検針時までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始時から直後の検針時までの期間または直前の検針時から消滅時までの期間といたします。

### 24. 使用電力量等の計量

(1) 使用電力量の計量は、(4)の場合を除き、電力量計に記録された値の読みによるものとし、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前月の検針日における読み（電力の供給を開始した場

合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)との差引により算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)された使用電力量を、料金の算定期間の使用電力量といたします。なお、検針の結果は、すみやかにお客さまにお知らせいたします。ただし、当法人にて使用電力量の計量が行えない場合または当法人が計量した使用電力量と所轄の電力会社が計量した使用電力量とに差異が生じた場合、所轄の電力会社が計量した使用電力量を料金の算定期間の使用電力量といたします。

- (2) 最大需要電力の計量は、所轄の電力会社が設置した30分最大需要電力計により行うものといたします。なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。
- (3) 力率の算定は、所轄の電力会社が設置した電力量計により行うものといたします。
- (4) 所轄の電力会社の計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、お客さまと当法人との協議によって定めます。

## 25. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
  - イ 電気の需給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
  - ロ 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、需給契約書に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。
- (3) (1)イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。ここに、(1)イの場合において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除くものといたします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。

### 【日割計算の基本算式】

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- イ 基本料金を日割りする場合  
1月の該当料金 ×
- ロ 日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合
  - (イ) (1)イの場合  
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
  - (ロ) (1)ロの場合  
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (4) (1)イの場合の電力量については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、(1)ロの場合の電力量については、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間

に区分して算定いたします。ただし、当法人にて使用電力量の計量が行えない場合または当法人が計量した使用電力量と所轄の電力会社が計量した使用電力量とに差異が生じた場合、所轄の電力会社が計量した使用電力量を料金の算定期間の使用電力量といたします。

## 26. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

- (1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、次によります。
  - イ 原則として検針日といたします。ただし、24（使用電力量等の計量）(4)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。
  - ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) お客様の料金の支払期日は、下記のイからニの場合を除き支払対象月の「翌々月4日」といたします。なお、支払期日または支払期限の最終日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。ただし、お客様と当法人が別に定める場合はこの限りではありません。
  - イ お客様が、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合
  - ロ お客様が、破産、民事再生、会社整理、会社更生、特別精算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合
  - ハ お客様が、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合
  - ニ お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合
- (3) (2)イからニまでに該当する場合、お客様の料金の支払期限は、次のとおりといたします。
  - イ (2)イからニまでに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期限を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日までといたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内といたします。
  - ロ (2)イからニまでに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内といたします。
- (4) お客様が、(2)イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当法人に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客様がその事由に該当しなかったものとみなします。

## 27. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当法人が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。その金融機関等に払い込まれたときまたは料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたときに当法人に対する支払いがなされたものといたします。なお、振り込み手数料はおお客様のご負担とさせていただきます。

- (2) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

## 28. 保証金

- (1) 当法人は、原則として供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。ただし、お客さまの支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、追加で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。
- (3) 当法人は、需給契約が消滅した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (4) 当法人は、保証金について、年0.2パーセントの単利の利息を付します。なお円未満の端数は切り捨て、利子を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当する日の前日までの期間とします。ただし当法人があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。
- (5) 当法人は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

## V 使用および供給

### 29. 適正契約の保持

当法人は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

### 30. 契約超過金

- (1) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当法人の責めとなる理由による場合を除き、当法人は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期限内に支払っていただきます。
- (3) 契約電力の超過にともない、当法人と所轄の電力会社との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、当法人とお客さまとの契約に定める料金を変更させていただきます。

### 31. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。なお、

軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。また、契約電力が 500 キロワット以上のお客さまについては、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

- (2) 当法人は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの 1 月の力率は、必要に応じてお客さまと当法人との協議によって定めます。

### 32. 需要場所への立入りによる業務の実施

当法人（当法人からの依頼を受けて業務を実施する者を含みます。）および所轄の電力会社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点の当法人の計量器等需要場所内の当法人および所轄の電力会社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 52（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 34（供給の停止）、44（需給契約の廃止）(1)または 47（解約等）により必要な処置
- (6) その他この需給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当法人および所轄の電力会社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

### 33. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当法人もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) 電気の供給の実施にともない、当法人および所轄の電力会社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。
- (3) 電気の供給の実施にともない、必要に応じて当法人指定の様式（週間電気使用計画書）に従い、金曜日の 12 時まで、翌週（月曜日から日曜日まで）の使用電力量の計画書を提

出させていただきます。

### 34. 供給の停止

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当法人は、そのお客様について電気の供給の停止を所轄の電力会社に依頼することがあります。
  - イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
  - ロ お客様の需要場所内の当法人の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当法人に重大な損害を与えた場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当法人は、そのお客様について電気の供給の停止を所轄の電力会社に依頼することがあります。

なお、この場合には、特別の事情がある場合を除き、供給停止の5日前までに予告いたします。

  - イ お客様が料金を支払期限を経過してなお支払われない場合
  - ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ハ お客様がこの需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当法人がその旨を警告しても改めない場合には、当法人は、そのお客様について電気の供給の停止を所轄の電力会社に依頼することがあります。
  - イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
  - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
  - ハ 32（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当法人または所轄の電力会社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
  - ニ 33（電気の使用にともなうお客様の協力）によって必要となる措置を講じられない場合
  - ホ その他お客様がこの需給約款に反した場合。
- (4) 当法人がお客様に 29（適正契約の保持）に定める適正契約への変更および適正な使用状態への改善を求めた場合で、その修正に応じていただけないときには、当法人は、当該電気の供給の停止を所轄の電力会社に依頼することがあります。
- (5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当法人は供給停止のための処置を行うと同時に、所轄の電力会社にも供給停止のための適切な処置を依頼いたします。なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。

### 35. 供給停止の解除

34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当法人に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当法人は、すみやかに電気の供給の再開を所轄の電力会社に依頼いたします。

### 36. 供給停止期間中の料金

34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当法人は基本料金の50パーセント相当額を25（料金の算定）(3)により日割計算して算定し、その額をお客さまより申し受けます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

### 37. 違 約 金

- (1) お客さまが34（供給の停止）(3)ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当法人は、その免れた金額の3倍に相当する金額に消費税等相当額を加えた金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。なお、この場合の金額とは、15（料金）(5)により計算した金額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当法人が決定した期間といたします。
- (4) お客さまの責めとなる理由により、お客さまが当法人との契約期間終了以前に当法人との契約を解約される場合には、違約金として解約時から契約期終了時までの期間の契約残月数にかかる基本料金の50パーセント相当額の3倍に相当する金額をお客さまより申し受けます。

### 38. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当法人は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
  - イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合
  - ロ 所轄の電力会社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
  - ハ 所轄の電力会社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
  - ニ 非常変災の場合
  - ホ その他当法人の事由による場合
- (2) (1)の場合には、当法人は、あらかじめわかっている場合はその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

### 39. 制限または中止の料金割引

- (1) 当法人は、38（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次のように割引いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。
  - イ 割引の対象  
基本料金、ただし25（料金の算定）(1)イの場合は、供給期間について算定される同条(3)の額と供給停止期間について算定される36（供給停止期間中の料金）の額とを合計した当該算定期間1月の基本料金を対象とし、25（料金の算定）(1)ロの場合

は、制限または中止の日における変更前または変更後の基本料金を対象といたします。

ロ 割引率

1月中の制限、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたします。

(算式)

① 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times (D - d) / D$$

H' = 修正時間 (10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。)

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

② 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times (A - B) / A$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量

B = 制限時間中の使用電力量

③ 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、①による修正時間または②による修正時間のいずれか大きいものによります。

- (2) (1)による延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当法人がお客さまにあらかじめお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

#### 40. 損害賠償の免責

- (1) 38 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、それが当法人の責めとならない理由によるものであるときには、当法人はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) お客さまが6 (需給契約締結前の確認事項) (3)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当法人はその賠償の責めを負いません。
- (3) 34 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または47 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当法人はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当法人は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いま



せん。ただし、当法人の責となる理由による場合は、この限りではありません。なお、当法人の責となる理由による場合についても、その責任は、通常・直接の損害に限るものとし、間接損害・逸失利益については、責任を負いません。

- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当法人が損害を受けた場合、当法人もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。
- (6) 当法人は、所轄の電力会社の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害につき、責任を負いません。

#### **41. 設備の賠償**

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当法人および所轄の電力会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。ただし賠償の範囲は、民法 416 条によるものとします。

- (1) 修理可能の場合  
修理費（修理に伴う一般管理費を含む）
- (2) 亡失または修理不可能の場合  
帳簿価格と取替設備費および取替工事費（工事に伴う一般管理費を含む）との合計額

## **VI 契約の変更および終了**

#### **42. 需給契約の変更**

需給契約の内容は原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが需給契約の変更を希望する場合は、当法人との協議のうえ、変更に伴う負担金額を定め新しい契約内容に変更できるものといたします。

#### **43. 名義の変更**

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当法人に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更を協議させていただきます。この場合には、その旨を当法人へ文書により申し出ていただきます。

#### **44. 需給契約の廃止**

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、3ヶ月前までに当法人に通知していただきます。  
当法人は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当法人の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行いません。  
なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。  
当法人との需給契約締結後1年未満での需給契約の解約の場合は、臨時電力扱いとなり、需給契約締結日にさかのぼって2割増しの解約料金をご請求させていただくことがあります。

ます。

- (2) 需給契約は、47（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当法人に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当法人がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当法人の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

- (3) 47（解約等）によって、当法人が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。

#### **45. 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算**

お客さまが契約電力を新たに設定し、または契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約が消滅またはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当法人が接続供給契約に基づき所轄の電力会社から料金の精算を求められる場合には、当法人はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

#### **46. 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算**

お客さまが電気の使用を開始または増加され、これにともなって新たに施設された供給設備の利用開始後、1年に満たないで契約電力の変更または需給契約が消滅する場合において、当法人が所轄の電力会社から工事費の精算を求められる場合には、当法人はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

#### **47. 解 約 等**

- (1) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当法人の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当法人は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、44（需給契約の廃止）(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らか場合には、当法人が需給を終了させるための処置をおこなった日に需給契約は消滅するものといたします。
- (3) 43（名義の変更）の際に、当法人は需給契約を解約し、28（保証金）に基づき追加の保証金の提供を要請する権利を有します。
- (4) 需給契約期間中の解約はできませんが、ご契約箇所の消滅や当法人の認める事由によりやむを得ずお客さまと当法人双方の合意により解約に至る場合において、需給契約締結後1年未満の場合は、需給契約締結日にさかのぼって2割増しの料金を申し受けます。

#### **48. 需給契約消滅後の債権債務関係**

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

## VII 工事および工事費の負担金

### 49. 供給設備の工事費負担

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当法人が接続供給契約に基づいて所轄の電力会社より工事費の負担を求められる場合には、当法人は、お客さまよりその負担金を申し受けます。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当法人は所轄の電力会社から請求された費用をお客さまより申し受けます。

### 50. 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計、30分最大需要電力計、無効電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の2次配線および計量情報を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として当法人および所轄の電力会社の所有とし、当法人および所轄の電力会社の負担で取り付けます。ただし、変成器の2次配線等でとくに必要最低限以上の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適当な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当法人との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設した設備については、当法人および所轄の電力会社が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、当法人は、実費に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。
- (5) お客さまが契約電力を変更される場合で、これにともない新たに受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置、および区分装置を取り付けるときは、当法人はその工事費の全額に消費税等相当額を加えた金額を工事費負担金としてお客さまに申し受けます。

## VIII 保 安

### 51. 保安の責任

- (1) 需給地点に至るまでの供給設備ならびに計量器等需要場所内の電力会社の電気工作物について、所轄の電力会社が保安の責任を負います。
- (2) 当法人および所轄の電力会社が設置する需給管理設備等については、当法人が保安の責任を負います。

## 52. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当法人に通知していただきます。この場合には、当法人および所轄の電力会社は、ただちに適切な処置をいたします。
- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当法人および所轄の電力会社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当法人の計量器もしくは所轄の電力会社の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当法人または所轄の電力会社の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合、当法人に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容をただちに当法人に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当法人または所轄の電力会社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

## 附 則

### 53. 需要場所についての特別措置

#### (1) 適用

- イ 9（需要場所）(1)に定める1構内もしくは1建物または9（需要場所）(2)に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所」といいます。）において、リに定める特例設備を新たに使用する際に、リに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、9（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、又またはルそれぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。
- ロ 特例区域等にリに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ルに定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてルに定める特例設備以外の負荷設備があること。
- ハ 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。
- ニ 非特例区域等について、9（需要場所）に準じて需要場所を定めること。
- ホ 当法人が特例区域等における業務を実施するため、32（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- へ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
- ト 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
- チ 当法人が非特例区域等における業務を実施するため、32（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- リ 特例設備は、次のものをいいます。
- ヌ 急速充電設備等  
電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。
- ル 認定発電設備等  
電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

#### (2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当法人の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設する場合において、当法人が接続供給契約に基づいて所轄の電力会社より工事費の負担を求められる場合には、当法人は、その工事費の全額を工事費負担金として申

し受けます。

なお、VII（工事および工事費の負担金）の適用については、49（供給設備の工事費負担）の場合に準ずるものといたします。

## 54. 料金についての特別措置（太陽光発電促進付加金）

### (1) 料金

料金は当分の間、各項の規定によって料金として算定された金額に、ハによって算定された太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。

#### イ 太陽光発電促進付加金単価

太陽光発電促進付加金単価は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律により経済産業大臣が定めた経済産業省告示にもとづき算定された値といたします。

なお、その算定された値は、あらかじめ所轄の電力会社の事務所に掲示されます。

#### ロ 太陽光発電促進付加金単価の適用期間

イに定める太陽光発電促進付加金単価は、その算定された年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

#### ハ 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は、その1月の使用電力量にイに定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。また、予備電力の太陽光発電促進付加金は、常時供給分の太陽光発電促進付加金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、太陽光発電促進付加金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

なお、太陽光発電促進付加金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。また、予備電力の太陽光発電促進付加金は、常時供給分の太陽光発電促進付加金とあわせて算定いたします。

### (2) 延滞利息

延滞利息は、当分の間、15（料金）(5)にかかわらず、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額からイおよびロの算式により算定された金額を差し引いたもの、再生可能エネルギー発電促進賦課金ならびに太陽光発電促進付加金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額ならびにイおよびロの算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{10}{110}$$

$$\text{ロ 太陽光発電促進付加金} \times \frac{10}{110}$$

## 別 表

### 55. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

#### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

#### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3 パーセントといたします。）で修正したものといたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当法人にその旨を申し出ていただいたとき、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。